

平成28年度第1回工事担任者試験の公示

工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第13条に基づき、平成28年度第1回工事担任者試験の実施の期日、場所、その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり、公示します。

平成27年12月1日

一般財団法人 日本データ通信協会
理事長 齊藤忠夫

1 試験実施日

平成28年5月22日(日曜日)

2 試験実施地及び試験会場

- 試験実施地 旭川、札幌、青森、盛岡、仙台、秋田、郡山、小山、水戸、さいたま、市川、東京、横浜、新潟、富山、金沢、甲府、長野、静岡、名古屋、津、京都、大阪、神戸、和歌山、米子、岡山、広島、周南、徳島、高松、松山、福岡、大村、熊本、大分、宮崎、鹿児島、西原町(沖縄)の各都市で行う予定です。
- 試験会場 受験票により通知します。

3 試験申請の受付期間及び受付時間

- 受付期間 ア 申請書による申請 平成28年2月1日(月)から3月8日(火)までです。
ただし、実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請は2月1日(月)から2月22日(月)までです。
(平成17年8月以降に経歴証明書を提出し、科目免除を認められた場合で同一種別の試験を申請するときは、3月8日(火)の締切りとなります。)
イ インターネットによる申請 平成28年2月1日(月)から3月8日(火)までです。
なお、インターネット申請の試験手数料払込期限は、平成28年3月9日(水)までです。
- 受付時間 ア (一財)日本データ通信協会各事務所の窓口における受付時間は、上記(1)アの受付期間中の平日の午前9時から午後5時までです。
イ インターネットによる受付時間は、上記(1)イの受付期間の終日とします。

4 試験申請の手続き及び試験手数料の払込方法

- 申請書による申請の場合
工事担任者試験申請書(兼振替払込受付証明書)に必要事項を記入して、郵便局の窓口で試験手数料を払い込んだ後、工事担任者試験申請書(兼振替払込受付証明書)は添付した桃色封筒を利用して、下記5(2)の当協会電気通信国家試験センターへ郵送してください。試験手数料については、(一財)日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取扱いたします。なお、全ての試験科目についての試験免除の申請(以下「全科目免除」という。)及び実務経歴による試験科目の免除を伴う試験申請は、申請書による申請に限ります。
- インターネットによる申請の場合
インターネットによる申請入力の際の試験手数料の払込方法
 - 銀行を選択した場合は、指定された(一財)日本データ通信協会の銀行口座に全国銀行協会加盟の銀行の窓口又はATMで払込みをお願いします。なお、一括申請の場合も利用できます。
 - コンビニエンスストアを選択した場合は、スマートビットカードのカード番号を入力し、コンビニエンスストア(ローソン、ファミリーマート、スリーエフ、ミニストップ、サークルK、サンクスの各店舗に限ります。)で払込みをお願いします。ただし、一括申請の場合は利用できません。
 - 郵便局を選択した場合は、郵便局備え置き的一般用の払込取扱票用紙に必要事項を記入し、(一財)日本データ通信協会の振替口座に郵便局の窓口で払込みをお願いします。なお、一括申請の場合も利用できます。
 - 試験手数料については、(一財)日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取扱いたします。
なお、全科目免除及び実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請をする場合は、インターネットによる申請の受付は行いません。ただし、平成17年8月以降に経歴証明書を提出し、科目免除を認められた場合で同一種別の試験を申請するときは、インターネットによる申請の受付を行います。

5 試験申請書の頒布及び証明書類の提出

- 申請書類の頒布 試験申請書その他必要書類は、下記(一財)日本データ通信協会各事務所の窓口又は郵送等(送料申請者負担)により無料頒布します。
- 証明書類の提出 科目免除申請をする場合に必要な証明書類等は、次の事務所に提出(郵送可)してください。

事務所	所在地	電話番号
(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556

6 試験種別

- AI第一種 (2) AI第二種 (3) AI第三種 (4) DD第一種 (5) DD第二種 (6) DD第三種 (7) AI・DD総合種

7 試験科目及び出題方式

- 試験科目
ア 電気通信技術の基礎
イ 端末設備の接続のための技術及び理論
ウ 端末設備の接続に関する法規
- 出題方式 択一方式(マークシート方式)

8 試験手数料

8,700円(1試験種別当たり)試験申請受付後は、お返し致しません。

注、全科目(基礎、法規、技術)の免除申請料は5,600円(平成25年2月1日改正)。

9 科目免除

科目合格者、一定の資格又は実務経歴等を有する者及び認定学校卒業業者等は、申請により試験が免除される科目があります。

全科目免除申請については、上記4、5、6及び8によるほか、「別記」のとおりとします。

10 試験結果の通知

試験結果は、(一財)日本データ通信協会が試験結果通知書により受験者全員に通知します。

また、(一財)日本データ通信協会電気通信国家試験センターのホームページ(<http://www.shiken.dekyo.or.jp/>)でも可否の検索ができます。

申請の手続き及び受験に関する問い合わせは、試験実施地（受験希望地）を受け持つ下記の各事務所で受付を行います。

試験実施予定地	事務所	所在地	電話番号
旭川、札幌、青森、盛岡、仙台、秋田、郡山、小山、水戸、さいたま、市川、東京、横浜、甲府、新潟、長野、富山、金沢	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巢鴨2丁目11番1号 巢鴨室町ビル6階	03-5907-6556
静岡、名古屋、津	(一財)日本データ通信協会 東海支部	〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁3丁目12番13号 中産連ビル新館5階	052-939-1274
京都、大阪、神戸、和歌山、米子、岡山、広島、周南、福岡、大村、熊本、大分、宮崎、鹿児島、西原町(沖縄)	(一財)日本データ通信協会 近畿支部	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル2階	06-6946-1046
徳島、高松、松山	(一財)日本データ通信協会 四国支部	〒790-0814 愛媛県松山市味酒1丁目10番地2号 ゴールドビル味酒4階	089-946-4160

「別記」

1 全科目免除申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成28年度第1回工事担任者試験の申請受付期間中のほか、同期間前においても行うことができます。

なお、当該申請受付期間経過後においては、その後、別に公示する平成28年度第2回工事担任者試験の申請受付期間前においても行うことができます。

(2) 受付時間

(一財)日本データ通信協会各事務所の窓口における受付時間は、平成28年度第1回工事担任者試験の申請受付期間中は、平日の午前9時から午後5時までです。

2 試験結果の通知

全科目免除申請を受け付けたときは、(一財)日本データ通信協会は、原則として、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに、試験免除の可否の結果を次の区別により申請者全員に通知します。

(1) 全部の試験科目について試験を免除する場合

ア 試験を免除する旨の通知(以下「試験免除通知書」という。)により申請者に通知します。

イ 「試験免除通知書」については、これにより試験結果の通知を行ったものとし、試験合格とします。

(2) 上記(1)以外の場合

全部又は一部の試験科目について試験を免除しない旨の通知(以下「要試験通知書」という。)により申請者に通知します。

3 試験免除通知書を受けた場合の資格者証交付申請の手続き

(1) 「試験免除通知書」で試験合格となった場合の試験合格日については、「試験免除通知書」に記載されています。

(2) 工事担任者資格者証の交付の申請先は、「試験免除通知書」の「資格者証交付申請のご案内」に記載されていますので、総務省の各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所まで手続きしてください。

(3) 工事担任者資格者証の交付の申請期限は、「試験免除通知書」に記載されていますので、交付申請期限までに申請してください。

(4) 工事担任者資格者証交付申請書に記入する受験番号は、「試験免除通知書」に記載して通知します。

4 要試験通知を受けた場合の手続き

(1) 「要試験通知書」により全部又は一部の試験科目について試験を免除されないこととなった場合は、その後、試験申請の受付が行われる試験申請受付期間に対応する試験実施日に試験を受験することになります。この場合、新たに不足分として3,100円(試験手数料から全科目免除申請料を差し引いた額)の払込みとなります。

なお、要試験の方へは(一財)日本データ通信協会より、「要試験通知書」、「お知らせ」、「払込取扱票」の3点を同封し郵送しますので、内容を確認の上、期日までに払込みをお願いします。

(2) 受験希望地の指定

全科目免除申請をする際には必ず、「要試験通知書」により受験することとなった場合の試験の受験希望地を本公示の「試験実施地」の中からあらかじめ指定してください。試験実施地については、「要試験通知書」の通知後に受験票により通知します。

なお、平成28年度第1回の試験実施地が変更になる場合がありますので、その時はその旨併せて通知します。

(3) 受験する試験の内容

「要試験通知書」により受験することとなった試験の内容について、すでに公示されている試験を受験する場合は、それによるものとし、それ以外の場合は次回以降の公示によるものとなります。